

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 新規採用者数

①平成18年4月1日採用者数

職種区分	試験採用			選考採用			合計
	男性	女性	計	男性	女性	計	
医療技術職	0人	0人	0人	1人	0人	1人	1人
看護保健職	0人	0人	0人	0人	2人	2人	2人

②平成17年度採用者数（平成17年4月1日を除く）

職種区分	試験採用			選考採用			合計
	男性	女性	計	男性	女性	計	
該当者なし							

(2) 再任用の状況（平成18年4月1日現在）

再任用職員数	0人
--------	----

(3) 退職者数（平成17年度内）

区分	男性	女性	計
定年退職	2人	0人	2人
勸奨退職	0人	0人	0人
その他	3人	2人	5人

(4) 部門別職員数の状況（各年度4月1日現在）

部門	区分	職員数		対前年 増減数	増減理由
		17年度	18年度		
一般行政部門	議会	2人	2人	0人	
	総務	28人	27人	▲1人	公益法人への派遣 2 町史編纂係廃止 ▲1 総務課付け職員配置撤廃 ▲1 税財管理課主幹設置解除 ▲1
	税務	5人	5人	0人	
	民生	25人	23人	▲2人	保育所部門退職不補充 ▲1 介護保険部門減員 ▲1
	衛生	8人	7人	▲1人	ごみ処理部門退職不補充 ▲1
	農林水産	9人	9人	0人	
	商工	2人	2人	0人	
	土木	10人	9人	▲1人	土木運転手退職不補充 ▲1
	小計	89人	84人	▲5人	
特行部 別政門	教育	8人	9人	1人	社会教育部門欠員補充 1
	小計	8人	9人	1人	
公営会 企計 業部 等門	病院	30人	30人	0人	
	水道	3人	4人	1人	課長補佐の係長兼務配置 1
	下水道	2人	1人	▲1人	課長補佐の兼務解除 ▲1
	その他	4人	4人	0人	
	小計	39人	39人	0人	
合計		136人	132人	▲4人	

(5) 定員適正化の状況

①定員適正化目標

計 画 期 間		平成 22 年 4 月 1 日現在 における数値目標
始 期	終 期	
平成 17 年 4 月 1 日	平成 22 年 4 月 1 日	7 人純減(5.1%減)

②定員適正化計画の年次別進捗状況（各年 4 月 1 日現在）

区 分		1 6 年	1 7 年	1 8 年	1 9 年	2 0 年	2 1 年	1 7 年～	(参考)
部 門		計画前年	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目	2 1 年	数値目標
								計	
一 般 行 政	減員	—	5					5	
	増員	—	0					0	
	差引	—	▲ 5					▲ 5 (62.5%)	▲ 8
	職員数	8 9	8 4						8 1

(注) 1 計画期間は平成 1 7 年から平成 2 1 年までの 5 年間であります。

2 () 内の数値は、数値目標に進捗率であります。

【参考】

区 分		1 6 年	1 7 年	1 8 年	1 9 年	2 0 年	2 1 年	1 7 年～	(参考)
部 門		計画前年	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目	2 1 年	数値目標
								計	
特 別 行 政	減員	—	0					0	
	増員	—	1					1	
	差引	—	1					1	0
	職員数	8	9						
公 営 企 業	減員	—	1					1	
	増員	—	1					1	
	差引	—	0					0	1
	職員数	3 9	3 9						
計	減員	—	6					6	
	増員	—	2					2	
	差引	—	▲ 4					▲ 4 (57.1%)	▲ 7
	職員数	1 3 6	1 3 2						1 2 9

(6) 身体障害者の任用状況（平成 1 8 年 6 月 1 日現在）

任用職員数	3 人
-------	-----

(7) 女性職員の登用状況（平成 1 8 年 4 月 1 日現在）

課長等	課長補佐等	係 長	主 査	係	計
3 人	1 人	5 人	1 3 人	3 0 人	5 2 人

2. 給与の状況

- (1) 人件費の状況（平成17年度一般会計決算）

人件費	873,409千円
-----	-----------

- (2) 職員給与費の状況（平成18年度一般会計予算）

職員数	給 与			費 計
	給 料	職員手当等	期末・勤勉手当	
97人	401,619千円	45,370千円	164,679千円	611,668千円

- (3) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（平成18年4月1日現在）

職 種	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	42.7歳	346,630円	374,341円
税 務 職	33.8歳	268,771円	296,681円
医 師 職	35.0歳	1,217,000円	1,394,210円
看護保健職	37.1歳	298,633円	322,662円
医療技術職	39.3歳	310,643円	343,935円
福 祉 職	45.9歳	350,534円	357,492円
技能労務職	50.4歳	347,085円	368,331円

- (4) 職員の初任給の状況（平成18年4月1日現在）

職 種	学 歴	初 任 給	2年後給料
一般行政職	大 学 卒	165,094円	182,651円
	高 校 卒	134,248円	142,229円
技能労務職	大 学 卒	149,186円	162,475円
	高 校 卒	125,712円	133,181円
福 祉 職	大 学 卒	165,094円	182,651円
看護保健職(保健師)	—	206,998円	224,458円
看護保健職(正看)	—	195,552円	205,640円
看護保健職(准看)	—	164,027円	177,995円
医療技術職	大 学 卒	189,635円	206,901円

- (5) 職員の経験年数別、学歴別平均給料月額の状況（平成18年4月1日現在）

職 種	学 歴	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	—	322,363円	—
	高校卒	—	260,865円	328,224円

※ 一般行政職の未記載箇所及び一般行政職以外の職種は各区分ごと該当者が3名以下のため、省略する。

(6) 一般行政職の級別職員数の状況（平成18年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数
1級	事務補、技術補、主事補、技師補	6人
2級	主事、技師	7人
3級	主査	17人
4級	係長	29人
5級	課長補佐等、課長等	3人
6級	課長等	13人

(7) 昇給期間の短縮の状況（平成17年度実績及び平成16年度実績）

区 分		人 数
平成17年度	職員数	136人
	普通昇給期間を短縮して昇給した職員数	17人
平成16年度	職員数	161人
	普通昇給期間を短縮して昇給した職員数	24人

(8) 職員手当の状況（平成18年4月1日現在）

① 期末手当・勤勉手当

期 末 手 当 勤 勉 手 当	1人あたりの平均支給額（平成17年度） 1,631,532円		
	平成17年度支給割合		
		(期末手当)	(勤勉手当)
	6月期	1.4月分	0.7月分
	12月期	1.6月分	0.75月分
	計	3.0月分	1.45月分
	加算措置 職務の級による加算措置（役職加算）		

② 退職手当

退 職 手 当	支給率	
		(自己都合) (勸奨・定年)
	勤続20年	21.00月分 27.30月分
	勤続25年	33.75月分 42.12月分
	勤続30年	47.50月分 59.28月分
	最高限度額	59.28月分 59.28月分
	その他加算措置	定年前早期退職特例措置
1人あたりの平均支給額（平成17年度） 12,132千円（7名）		

③ 特殊勤務手当

支給実績（平成17年度決算）	3,258,575円
支給職員1人あたりの平均支給年額（平成17年度決算）	232,755円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成17年度）	11.2%
手当の種類（手当数）	5種類

④ 時間外勤務手当

支給実績（平成17年度決算）	5,404,564円
支給職員1人あたりの平均支給年額（平成17年度決算）	48,255円
支給実績（平成16年度決算）	6,853,388円
支給職員1人あたりの平均支給年額（平成16年度決算）	49,662円

⑤その他の手当

手 当 名	支給対象職員	支 給 単 価
扶養手当	扶養親族を有する職員	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 13,500 円・配偶者以外 2 人まで 6,000 円 ※扶養親族でない配偶者を有する場合は 1 人目 6,500 円、配偶者がいない場合 1 人目 11,000 円 ・その他の者 5,000 円 ・満 15 歳に達する日以後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までにある子 1 人につき 5,000 円加算
住宅手当	借家、借間居住者	<ul style="list-style-type: none"> ・借家、借間居住者 27,000 円まで ・自己所有者 取得後 5 年まで 6,000 円 それ以降 4,000 円
通勤手当	交通機関利用者 自家用車使用者	<ul style="list-style-type: none"> ・交通機関利用者 運賃に応じ支給 ・自家用車使用者 距離に応じ、2,000～16,100 円
管理職手当	管 理 職	<ul style="list-style-type: none"> ・それぞれ給料月額に下記の割合を乗じる。 課長等 100 分の 9 課長補佐等 100 分の 7 病院長、医師 100 分の 13 看護師長、薬剤師 100 分の 9 看護師副師長、検査技師、放射線技師 100 分の 7

・上記支給実績及び 1 人あたりの平均支給年額（平成 17 年度決算）

手 当 名	支 給 実 績	支給職員 1 人あたり平均支給額
扶養手当	16,264 千円	232,336 円
住居手当	7,184 千円	110,525 円
通勤手当	289 千円	48,133 円
管理職手当	10,669 千円	463,885 円

(9) 特別職の報酬等の状況（平成 18 年 4 月 1 日現在）

区 分	給 料 ・ 報 酬 月 額 等
給 料	町 長 786,000 円
	助 役 629,000 円
報 酬	議会議長 280,000 円
	同副議長 220,000 円
	同委員長 195,000 円
	同 議員 180,000 円
期末手当	(平成 17 年度支給割合)
	町 長 4.4 月分 助 役 4.4 月分
退職手当	(算定方式) (支給時期)
	町 長 12 月につき 5.313 月分 任期終了毎 助 役 12 月につき 3.355 月分 " (通算有)

3. 勤務時間その他の勤務条件状況

(1) 一般職員の勤務時間の状況（平成18年4月1日現在）

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休息时间	休憩時間
38時間45分	8時30分	17時00分	12:45～13:00	12:00～12:45

(2) 休暇制度の概要（平成18年4月1日現在）

休暇の種類	休暇を与える期間等	有給・無給の別
年次有給休暇	1年つき20日。残日数は20日を限度として翌年に繰りこすことができる。	有給
夏季休暇	7月から9月の期間内において連続する3日の範囲内	有給
忌引の休暇	死亡した人の続柄に応じて、1日から7日の範囲内	有給
法要の休暇	配偶者及び1親等の血族に限り1日	有給
結婚の休暇	5日以内	有給
配偶者出産の休暇	2日以内	有給
妊娠通院の休暇	妊娠23週まで4週間に1日。妊娠24週から第9月末まで2週間に1日。10月から分娩まで1週間に1日。	有給
妊娠障害の休暇	妊娠中の職員がつわり等の障害により、勤務することが困難と認められる場合は2週間以内。	有給
産前産後の休暇	分娩予定日前6週間（多胎妊娠の場合にあっては14週間）以内に出産する予定である女子職員が出産の日まで申し出た期間。 出産の翌日から8週間を経過する日までの期間。	有給
育児の休暇	生後1年に達しない子を育てる職員がその子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合に1日2回それぞれ45分以内の期間。	有給
子の看護休暇	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合に、一の年において5日。	有給
骨髄移植休暇	骨髄液の提供希望者として登録の申出又は骨髄液の提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合は必要な期間。	有給
ボランティア休暇	職員が自発的に、かつ報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められる場合に、一の年において5日の範囲内。	有給
病気休暇	療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間。	有給
介護休暇	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内において必要と認められる期間。	無給
組合休暇	1年において30日の範囲内で、職員団体の業務又は活動に従事する期間。	無給

(3) 年次有給休暇の取得状況（平成17年度実績）

総付与日数	総使用日時数	対象職員数	平均取得日時数	取得率
5,269.5日	1,124日	134人	8.4日	21.3%

(4) 育児休業の取得状況（平成17年度）

区 分	男 性	女 性	計
育児休業の承認件数	0件	1件	1件
育児休業期間延長の承認件数	0件	1件	1件

(5) 介護休暇の取得状況（平成17年度）

区 分	男 性	女 性	計
介護休暇の承認件数	0件	0件	0件

4. 分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分者数（平成17年度）

区 分	降 任	免 職	休 職	計
勤務実績が良くない場合	0	0	0	0
心身の故障の場合	1	0	1	2
職に必要な適格性を欠く場合	3	0	0	3
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0

(2) 懲戒処分者数（平成17年度）

区 分	免 職	停 職	減 給	戒 告	計
法令に違反した場合	0	0	2	0	2
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	1	2	3	6

5. 服務の状況

(1) 職務専念義務免除の概要

- ・ 研修を受ける場合
- ・ 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- ・ 上記のほか、任命権者が定める場合（特例）
 - ① 伝染病予防法（明治30年法律第36号）の規定による交通遮断又は隔離により、勤務が不可能となった場合
 - ② 風、水、震、火災その他の非常災害による職員の現住居の滅失又は破壊の場合
 - ③ 風、水、震、火災その他の非常災害による交通遮断により勤務が不可能となった場合
 - ④ 交通機関の事故等の不可抗力の原因により勤務が不可能となった場合
 - ⑤ 証人、鑑定人及び参考人として官公署の呼び出しに応ずる場合
 - ⑥ 選挙権、その他の公民として権利を行使し、義務を履行する場合
 - ⑦ 町の特別職としての職を兼ね、その職に関する事務を行う場合
 - ⑧ 職務に関連する国家公務員又は他の地方公共団体の公務員としての職を兼ね、その職に関する事務を行う場合
 - ⑨ 町の行政の運営上その地位を兼ねることが特に必要と認められる団体等の地位を兼ね、その地位に属する事務を行う場合
 - ⑩ 国又は地方公共団体の機関、学校その他の団体から委嘱を受け講演、講義を行う場合
 - ⑪ 職務上の教養を目的とする講習会、講演その他これらに類するものであって、国、道、町又はその他の地方公共団体、学校が行うものに参加する場合
 - ⑫ 職務遂行上必要な国又は地方公共団体の実施する競争試験その他の試験を受ける場合
 - ⑬ 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第49条の2第1項の規定により不利益処分について不服の申立てをし、及びその審理に出頭する場合
 - ⑭ 法第55条第11項の規定による不満の表明又は意見の申出をする場合
 - ⑮ 前各号に掲げるもののほか、町長が特に認める場合

6. 研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の状況（平成17年度）

研 修 名	実 施 主 体	期 間	人 数
法制（基礎）研修	北海道自治政策研修センター	8日	1人
管理能力研修	北海道自治政策研修センター	3日	1人
指導能力研修	北海道自治政策研修センター	3日	1人
町村監督者研修	網走支庁管内町村会	3日	2人
法務（応用）研修	網走支庁管内町村会	2日	1人
法務（基礎）研修	網走支庁管内町村会	2日	1人
町村初級職員研修	網走支庁管内町村会	3日	2人
町村新規採用職員基礎研修	網走支庁管内町村会	3日	1人
地域力向上のための行政職員研修	北海道	1日	1人

(2) 勤務成績の評定の状況（平成17年度）

評 定 の 回 数	0回
評 定 の 時 期	—
評 定 の 対 象 人 数	0人

※勤務評定の規定がないため未実施

7. 福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康管理事業の状況（平成17年度）

区 分	受診職員数
健康診断	28人
総合健診（30歳以上隔年、40歳以上全職員）	86人

(2) 親睦会等への補助金（負担金）状況（平成17年度）

区 分	金 額
役場親睦会補助金	0千円
病院互助会補助金	0千円
北海道市町村職員福祉協会負担金	1,589千円

(3) その他福利厚生事業の状況（平成17年度）

事 業 内 容	職員数
雄武町職員永年勤続表彰	4人